

## 教育委員会定例会会議録

### 1 日時

令和2年 9月15日(火)

開会 11時00分

閉会 11時28分

### 2 場所

教育委員室

### 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 木平芳定教育長、森脇健夫委員、大森達也委員、黒田美和委員  
北野誕生水委員

欠席議員 なし

### 4 出席職員

教育長 木平芳定(再掲)、副教育長 宮路正弘

次長(教職員担当) 山本健次、次長(学校教育担当) 諸岡伸、

次長(育成支援・社会教育担当) 中野敦子、次長(研修担当) 吉村元宏

教育総務課 課長 伊藤美智子、班長兼企画員 森将和

教職員課 課長 中村正之、課長補佐兼班長 福井崇司、班長 水谷匡利

社会教育・文化財保護課 課長 林幸喜、班長 小濱学、主任 亀井勇希

### 5 議案件名及び採択の結果

審議結果

議案第35号 懲戒処分の指針の一部改正について 原案可決

議案第36号 三重県天然記念物紀州犬審査会審査員  
の任命について 原案可決

議案第37号 三重県天然記念物日本鶏審査会審査員  
の任命について 原案可決

### 6 報告題件名

報告 1 ハラスメントの防止等に関する基本方針(案)等について

### 7 審議の概要

#### ・開会宣言

木平芳定教育長が開会を宣告する。

#### ・会議成立の確認

5名中5名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・**前回審議事項（9月3日開催）の審議結果の確認**

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・**議事録署名者の指名**

大森委員を指名し、指名を了承する。

・**会議の公開・非公開の別及び進行の確認**

議案第35号から議案第37号は、人事に関する案件のため、非公開とすることを決定する。

会議の進行は、公開の報告1の報告を受けた後、非公開の議案第35号から議案第37号を審議する順番とすることを決定する。

・**審議事項**

**報告1 ハラスメントの防止等に関する基本方針（案）等について（公開）**

（中村教職員課長説明）

報告1 ハラスメントの防止等に関する基本方針（案）等について

ハラスメントの防止等に関する基本方針（案）等について、別紙のとおり報告する。

令和2年9月15日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長

1ページが、今回、作成しようとしております基本方針についての見直しの背景や内容についてです。

冒頭、書いてございますように、県の教育委員会では、ハラスメントの防止に向け、平成11年にまず「セクシュアル・ハラスメントの防止等についての基本方針」というのを決めました。

その後、平成23年に「パワー・ハラスメントの防止に関する指針」というのを作成して、それぞれ別々に作成して運用してきておりますが、今回、これを統合させていただいて、加えて新たに妊娠、出産、育児、又は介護に関するハラスメント、マタニティーハラスメント、マタハラといわれている部分の内容も追加して、全体としてハラスメントの基本方針として作成しようとするものです。

今回については、今年度、国においてパワハラをはじめとするハラスメント全体の防止に向けた対応について、指針等も示されておりますから、その内容につきましても見直して、追加を行っていかうと思っております。

「1 背景」ですが、(1)で人事院、これは国家公務員に適用されるものですが、人事院において、平成29年1月に性的指向や性自認をからかいの対象とする言動等もセクハラに該当するということを明確化したなどの改正もありました。それから、②にありますように、今回、マタハラに係る部分も制定されております。

(2)で県の環境生活部において、LGBTをはじめ、多様な性的指向・性自認についてのガイドライン等の議論が始まって策定がされたところです。

(4)国において「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部を改正

する法律」というのがなされ、それに合わせ「労働施策総合推進法」で、パワハラについて法制化され、令和2年6月1日から施行されております。これにおきまして地方公共団体の各任命権者についても、この改正内容を踏まえ、職場におけるパワハラをはじめとする各種ハラスメントについて、雇用管理上講ずべき措置を実施するよう要請されております。(5)の人事院もパワハラのことについて、規則を定めるなどが行われています。

2 「主な見直しの内容」の(1)全般で、①、②、③は、今説明した内容でございます。④のところ、ハラスメントは「行ってはならない」という明記に記載を見直します。これまで「注意しなければならない」というような表現でしたが、それを「行ってはならない」ということで、厳しい表現をしております。

それから、「再発防止に向けた措置を講ずること」であるとか、ほかの任命権者の機関に属する職員から、例えば教育委員会でしたら、知事部局の職員からハラスメントを受けた場合は、ほかの任命権者である知事部局に対しても事実関係の調査を行う要請を行う旨などの追加規定も定めております。

裏面の2ページで、パワー・ハラスメントにつきましては、職員以外の者、保護者等に対しても行ってはならない旨を追加したり、言動例に「気に入らない教職員等を無視すること」とか、「意に沿わない教職員を他の教職員から隔離すること」などを追加しております。

(3)セクシュアル・ハラスメントにつきましては、言動例の中に「性的指向や性自認を本人の承諾なしに第三者に漏らしたりすること」につきましても、追加しております。

②職場の人間関係がそのまま持続する、お酒の席のような場におけるハラスメントについても注意する必要があること等を加えております。

別冊のほうで基本方針(案)の全体のものがございます。1のところ、基本的な考え方として、ハラスメントを防止して、全ての教職員等が個人として尊重され、お互いに信頼し合って働ける職場環境を確立するとともに、児童生徒・保護者が教職員を信頼して、伸び伸びと学べる教育環境の充実を図ることを目的とするということや、ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じる。再発防止に向けた措置を行う。こうしたことにより、県民に対する県民の信頼を確保することを基本的な考え方として掲げております。

2ではハラスメントに関する定義ということで、セクハラ、パワハラ、マタハラのような定義をまず規定をさせていただき、裏面が教職員や監督者の責務ということ掲げて、4で相談への対応ということで、例えば(2)で相談者の意思を尊重した上で事実確認をすとか、関係者のプライバシー、名誉、その他人権を尊重するという、知れた秘密を重視すること等を(3)で定めております。

次のページの3ページからが、この基本方針の運用についてということで、もう少しそれぞれのハラスメントの定義について、具体的に説明を加えてわかりやすくしたものです。

10ページからが、それぞれのハラスメントになり得る言動例ということで、10ページはセクシュアル・ハラスメントですが、●のところ、こういうことをすると

ハラスメントになり得る言動例ということで、これを見て職員がわかりやすいように言動の例示として示しております。これについても、これまでのものに加え、最新の状況や国家公務員も人事院が言動例を定めておりますので、その内容も再度見直し、最新の情報に見直しております。

ハラスメントの基本方針や運用につきましては、今回、知事部局も同時期に改正することとしており、また今後も適宜、状況を見て最新のものになるように見直しを図っていきたいと考えております。

説明は以上です。

#### 【質疑】

教育長

報告1は、いかがでしょうか。

大森委員

私も大学教員には、このハラスメントの規定改正にはかかわっていて、いろいろなハラスメントが出てきますが、コロナによって在宅勤務、あるいはうちで言えばオンライン授業等が増えて、文字によるというか、メール文書によるハラスメントというのが非常に出てきて、逆にそちらのほうが顕在化するというか、証拠になりやすいわけです。いじめのラインと一緒に、読み取りをどうするかというところで変わってきます。

それで、この言動例と書いてあるところですが、言動ではなくて、そういう文字によるほうが厳しくなっているんで、そこでどこか※印でもいいので、そういったメール等でも注意するべきというのは要るのかな。当たり前だから要らないのかなと思うんですが、ただ、ハラスメントというのは、自分は当たり前とっていて、相手は違うということでハラスメントになりやすいので、どこかにこのコロナ禍で、いろんな新しいハラスメントのタイプも出ていますので、そこはご検討いただけたらと思います。

教職員課長

検討させていただきます。

教育長

よろしいでしょうか。今の部分を検討させていただきます。

－全委員が本報告を了承する。－

#### ・審議事項

##### 議案第35号 懲戒処分の指針の一部改正について（非公開）

中村教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

#### ・審議事項

##### 議案第36号 三重県天然記念物紀州犬審査会審査員の任命について（非公開）

林社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

**議案第37号 三重県天然記念物日本鶏審査会審査員の任命について（非公開）**

林社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・閉会宣言